**○○町（自治会）自主防災組織 規約**

【アドバイス】　自主防災会には自治会の役員だけでなく、自治会内のあらゆる団体が参加し、運営することで効果がでます。

（名称）

第１条 この会は、○○町（自治会）自主防災組織（以下「本組織」という。）と称する。

（活動の拠点）

第２条 本組織の活動拠点は、次のとおりとする。

（1）平常時は○○とする。

【アドバイス】　活動拠点が安全な場所かハザードマップ等で確認しましょう。災害種別ごとに検討してみましょう。

（2）災害時は○○とする。

（目的）

第３条 本組織は、住民の隣保協同の精神に基づく自主的な防災活動を行うことにより、地震その他の災害（以下「地震等」という。）による被害の防止及び軽減を図ることを目的とする。

（事業）

第４条 本組織は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

（1）防災に関する知識の普及・啓発に関すること。

（2）地震等に対する災害予防に資するための地域の災害危険の把握に関すること。

（3）防災訓練の実施に関すること。

（4）地震等の発生または発生の恐れがある場合における「情報の収集・伝達」「水防活動、出火防止・初期消火」「避難」「救出・救護」「安否確認」「給食・給水」「避難行動要支援者対策」「避難所の管理・運営」等応急対策に関すること。

（5）防災資機材の整備等に関すること。

（6）他組織との連携に関すること。

（7）その他本組織の目的を達成するために必要な事項

（会員）

第５条 本組織は、○○町（自治会）内にある世帯をもって構成する。

（役員）

【アドバイス】　組織の実態にあった役員の編成にしましょう。

第６条 本組織に次の役員を置く。

（1）会長 　　　１名

（2）副会長 　　若干名

（3）防災委員 　若干名

【アドバイス】　消防職員や消防団のOB、防災士などの資格を持つ人がいればお願いしましょう。

（4）班長 　　　若干名

（5）監査役 　　２名

２ 役員は、会員の互選による。ただし、防災委員は、防災に対して専門知識を有する者若しくは住民情報に詳しい者の中から、会長が指名した者とする。

３ 役員の任期は、防災委員は5年、その他の者は1年とする。ただし、再任することができる。

【アドバイス】　役員全員が１年で変更となってしまうと組織の継続が難しくなります。組織にあった任期を設定しましょう。

（役員の責務）

第７条 会長は、本組織を代表し、会務を総括し、地震等の発生時における応急活動の指揮を行う。

２ 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるときはその職務を行う。また、各班活動の指揮監督を行う。

３ 防災委員は、住民に対する啓発活動や防災活動に専門的に携わる。

４ 班長は役員会の構成員となり、会務の運営にあたるほか、班活動の指揮を行う。

５ 監査役は、会の会計を監査する。

（会議）

第８条 本組織に、総会及び役員会を置く。

≪自治会と対象エリアが同じで自治会長が自主防災組織の会長も兼任している場合≫

（総会）

第９条 本会の総会は、〇〇自治会の総会をもってこれに充てる。

２ 総会は、次の事項を審議する。

【アドバイス】　９条については、いずれかのパターンを選択してください。

（1）規約の改正に関すること。

（2）防災計画の作成及び改正に関すること。

（3）事業計画に関すること。

（4）予算及び決算に関すること。

（5）その他、総会が特に必要と認めたこと。

３ 総会は、その付議事項の一部を役員会に委任することができる。

≪上記以外の場合≫

（総会）

第９条 総会は、全会員をもって構成する。

２ 総会は、毎年1回開催する。ただし、特に必要がある場合は臨時に開催することができる。

３ 総会は、会長が招集する。

４ 総会は、次の事項を審議する。

（1）規約の改正に関すること。

（2）防災計画の作成及び改正に関すること。

（3）事業計画に関すること。

（4）予算及び決算に関すること。

（5）その他、総会が特に必要と認めたこと。

５ 総会は、その付議事項の一部を役員会に委任することができる。

（役員会）

第10条 役員会は、会長、副会長、防災委員班長及び監査役によって構成する。

２ 役員会は、次の事項を審議し、実施する。

（1）総会に提出すべきこと。

（2）総会により委任されたこと。

（3）その他役員会が特に必要と認めたこと。

（防災計画）

第11条 本組織は、地震等による被害の防止及び軽減を図るため、防災計画を作成する。

２ 防災計画は、次の事項について定める。

（1）地震等の発生時における防災組織の編成及び任務分担に関すること。

（2）防災知識の普及に関すること。

（3）災害危険の把握に関すること。

（4）防災訓練の実施に関すること。

（5）地震等の発生時における「情報の収集・伝達」「水防活動、出火防止・初期消火」「避難」

「救出・救護」「安否確認」「給食・給水」「避難行動要支援者対策」「避難所の管理・運営」

に関すること。

（6）他組織との連携に関すること。

（7）その他必要な事項

（会費）

第12条 本組織の会費は、総会の議決を経て別に定める。

（経費）

第13条 本組織の運営に要する経費は、会費その他の収入をもってこれに充てる。

（会計年度）

第14条 会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

（会計監査）

第15条 会計監査は、毎年1回監査役が行う。ただし、必要がある場合は、臨時にこれを行うことができる。

２ 監査役は、会計監査の結果を総会に報告しなければならない。

【アドバイス】　組織の設立日を記載しましょう。

付則

この規約は、令和○年○月○日から施行する。